

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第11号）（消防局総務部庶務課）

公務上の災害を受けた消防団員及び消防作業に従事したこと等により災害を受けた者並びにこれらの遺族に係る補償基礎額について、配偶者以外の扶養親族に係るその加算額を、1人につき200円から217円に引き上げるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成20年6月20日から施行し、同年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用することとしました。ただし、規定の整備に係る改正は、同年10月1日から施行することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第11号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「200円（団員等に扶養親族でない第1号に該当する者がある場合にあってはそのうち1人については217円,）」を「217円（」に、「同号」を「第1号」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては,」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 この条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例の規定に基づいて既

に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、改正後の条例の規定による年金たる損害補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

（消防局総務部庶務課）